

令和 6 年度 第 5 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 6 年 8 月 2 6 日 (月) 午後 1 時 0 0 分
会 議 場 所	松伏町役場第二庁舎 3 階 3 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 3 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	○
3	須 賀 喜佐子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	○
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	竹 内 隆	○	1 2	八 木 大 輔	×
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	×		舩 田 晃 (最適化推進委員)	○
	山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○		滑 川 浩 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 八子 主事 林 一般事務員 片山
-------	------------------------------------

議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	諸報告について
日程第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
日程第 4	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第 5	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第 6	報告第 1 号 農地の賃借料情報提供について
日程第 7	報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
日程第 8	報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出書の受理について
日程第 9	報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について

会議の件名	議事録
1. 開 会	後藤事務局長が開会を告げる。午後1時00分 【あいさつ】 ◎事務局長 皆さんこんにちは。 ただいまより令和6年度第5回松伏町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 稲刈りが始まったお忙しい時期に召集いただきましてありがとうございます。また現在予報では台風が発生しておりまして、若干進路は予報よりも西にそれているとのことですが、今後の予報円は日本列島にかかっている状況であります。少しでも早期に災害対策本部を開設して対応するところでありますが、皆さんにおかれましては稲刈りの時期ということで時間が惜しいところ本日はありがとうございます。 また今週の29日木曜日ですが、まずは中間管理機構の説明会ということで、皆様方予定がたくさんある中でご案内いたしました。が、県の中間管理機構もあり今後の進め方、内容についても説明を差し上げたいということでございますのでよろしくお願いしたいと思います。 それでは、開会にあたりまして、山崎会長ご挨拶をお願いいたします。 ◎会長 皆さんこんにちは。大変暑い中で、またこれから稲刈りが大変忙しくなる時期に総会に参加していただきましてありがとうございます。 一昨日の農業新聞の見出しに〇〇県の〇〇市で農業委員会の中立委員、利害関係のないお一人が決まらないということが6月にありまして総会が開催できないとなっているそうです。農地はご案内の通り第3条、第5条等々について農業委員会で審議を行うという形ですが、それが総会を開催できないそうです。松伏町でも議会にはかつて町長が任命という形が農業委員会の流れです。昔は公職選挙法に基づいて行いましたが、今は議会にかけて町長が任命という形であります。どうしてその一名の方が不同意になってしまったのか分かりませんが、いろいろ問題がある方だったのかなと思います。ただ一名が欠けていることで総会が開催できないというのはちょっと疑問がありますが、ちょうど任命の時期と絡まっておいおい後藤課長に調べていただき分かる範囲内で皆さんにご教示いただければと思います。 それでは、慎重審議よろしくをお願いいたします。 これより開会いたします。 ◎事務局長 ありがとうございました。それでは会長は総会の議長となることとなっておりますので、議事進行よろしくをお願いします。 【開会の宣言】 ◎議長 ただいまから、令和6年度第5回定例総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員13名、最適化推進委員6名であります。 過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 これより、日程に従い議事に入ります。

日程第 1	【会議録署名委員の指名について】 ◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第 13 条の規定により議長から指名いたします。 10 番 小島 康平 委員 11 番 竹内 隆 委員 以上、2 名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。
日程第 2	【諸報告について】 ◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。 (なし) ◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。 ◎竹内委員 農協から令和 6 年度のお米の買取価格が決まりました。農協で種を買った J A 米で〇〇kgあたり〇〇〇〇〇円でございます。 ◎議長 それは 1 等価格ですか。 ◎竹内委員 はい、そうです。 ◎議長 2 等との格差はどうですか。 ◎竹内委員 今年はまだ確認していませんが、去年までは 1 等と 2 等の差は〇〇〇円、3 等ですと〇〇〇円です。 ◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。 (なし) ◎議長 以上で報告を終わります。

日程第 3

【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】

◎議長

続いて、日程３議案第１号農地法第３条の規定による許可申請書の許可を求める件について上程いたします。

時間短縮のため、朗読は省略いたします。

それではNo.1 について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は1 ページです。議案1－1 資料と書かれた営農計画書ご覧ください。

譲受人は〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。
譲渡人は〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。
申請地の地目は畑で面積は〇〇〇㎡の農地です。譲渡理由は、譲渡人は、
労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。

なお、売買金額は、〇〇万円です。一反あたりの金額はおよそ〇〇〇万円ほどです。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、〇〇〇〇m²です。

それでは営農計画書を御覧ください。

今回、農地を取得する目的は、野菜の自家消費のためとのことでした。

農機具の所有状況につきましては、耕運機と軽トラックを所有しています。

次に、農作業従事計画です。栽培作物はキュウリ、トマト、ナスです

1、2月は、土作り・耕作を60時間。3月は畝作りを60時間。4月は、種まきを60時間。5月は、間引きを60時間。6月は、定植を60時間。7月は、整枝を60時間。8月～10月は、収穫を60時間。11月、12月は、土作り・耕作を60時間です。

従事日数は譲受人の〇〇さんが60日、〇〇〇〇の〇〇さんが150日、
〇〇〇〇の
〇〇さんが60日、〇の〇〇さんが60日です。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、野菜の栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

また、農作業従事計画が妥当と考えられれば農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また今回の申請を出された時点では当初の〇〇〇〇㎡が耕作面積でしたが、その後確認したところ、この内の〇〇〇〇㎡が〇〇〇市に所有されているとのことであり〇〇〇市に照会をかけたところ〇〇〇〇にて〇〇〇〇㎡すべて〇〇〇〇〇されており、〇〇〇市には所有農地を持たないとのことで、町内に所有している〇〇〇〇㎡になりましたので、今回営農計画をつけていただきました。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願いま

す。

◎小島委員

8月19日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いします。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それではNo.2の説明に入る前に、この案件についてはNo.3との関連があることよりまとめて説明させていただきます。

それでは事務局から説明をお願いします。

◎事務局

それではNo.2とNo.3について併せて説明させていただきます。

案内図は2ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇の方と〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇の方です。

申請地の地目は共に田です。面積は〇〇〇㎡と〇〇〇㎡の農地です。合計で〇〇〇〇㎡です。

譲渡理由は、譲渡人は、共に労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。

なお、売買金額は、〇筆合計で約〇〇〇〇万円です。一反当りの金額は約〇〇〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稻、蔬菜です。

農機具の所有状況は、耕運機、噴霧器、トラック、草刈機を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作時間は〇分です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さんが〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さんが〇〇日です。世帯合計で180日です。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさ

日程第 4	ないものと考えられます。 よって、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎須賀委員 8 月 19 日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 以上、ご審議よろしく申し上げます。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎柴田委員 経営拡大のため農地を求めるという案件ですが、譲受人は〇〇歳と高齢です。自分で耕作することで第 3 条が成立するものであり、初めから作ってもらうということではないのでしょうか。また自分で耕作していない場合、第 3 条は成立するのか、破棄できるのでしょうか。 ◎事務局 今回の総会で許可になった場合、おそらくすぐに所有権を移転されると思います。その後に自ら耕作されていないということが発覚した場合は第 3 条の許可を取り下げることが可能です。ただ所有権移転を元に戻すことはおそらく難しいと思います。 ◎柴田委員 その後の対処は難しいということでしょうか。 ◎事務局 申請自体は問題ないので、現段階では対処は難しいと思います。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 許可に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数です。 よって、本案は許可されました。 【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】 ◎議長 続いて、日程 4 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認
--------------	--

を求める件について上程いたします。

それではNo.1 について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は3 ページです。資料の土地利用計画図は1 ページをご参照ください。

申請地は〇〇〇、地目は畑、面積は〇〇㎡の農地です。

申請人は〇〇〇に在住の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

転用目的は〇〇〇〇です。

転用理由については、自己資産の整理をしていたところ、先祖代々、〇〇〇〇の出入口通路で利用している土地が農地であり、地目変更を行いたいと考えていました。農業委員会や〇〇〇農林振興センターに相談したところ、昭和〇〇年の航空写真で通路の線を確認していただきました。線引き前から既に通路が存在していた事が確認できます。昨今、農機が大きくなり、〇〇〇〇して頂く通路ですと、ト〇〇〇〇の〇〇〇〇がぎりぎりです。余裕を持たせるため少し広めに幅員を確保したいです。農地法違反の是正と敷地拡張をするため、〇〇〇〇と農地部分を分筆しましたので、農地法第4条の追認申請をいたします。

以上の理由から申請されました。

こちらについては、〇〇〇農林振興センターとも追認について調整済みです。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎小島委員

8月19日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎藤江委員

このような追認の申請は、一般的にはどのようなタイミングで行われることが多いのでしょうか。

◎事務局

建物を建て替える際に接道等を確認したときに気がつくことが一番多いと思われます。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

[illegible]

譲渡人は〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方と他〇名の方です。

転用目的は〇〇〇〇に係る一時転用です。

転用理由について、当該事業は、〇〇〇〇・〇〇〇〇エリアへの電気供給において、重要な〇〇〇〇である〇〇線に係る〇〇〇〇を実施し、更なる〇〇〇〇の安定供給を目的としております。

当該事業においては、〇〇〇〇の一部が農地に隣接し、設置されているため、工事を安全に実施するには隣接した農地を工事用地として確保し、〇〇〇〇を行うことが必要であるため、当該農地を選定し、〇〇〇〇として一時使用するものです。

なお、工事完了後は〇〇〇〇を全て撤去し、原状回復したうえで、返還いたします。

以上の理由から申請をされました。

工事期間は許可日から令和〇年〇〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までを予定しています。

被害防除対策については〇〇〇〇と〇〇〇〇を設置し農地に荷重を掛けないようにします。

資金計画について、自社工事のためございません。

また今回は〇〇〇〇の〇〇〇〇になりますので、本来であれば〇〇〇〇の届出のみで済むものになるものでありますが、今回〇〇〇〇でも同様の工事を行います。その〇〇〇〇では〇〇〇〇を設置するとのことで〇〇〇〇から届出ではなく県のほうから許可を出してほしいとの要請があり、松伏町でも整合性を取るため合わせて許可案件といたしました。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎永野委員

8月19日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎藤江委員

この工事で〇〇〇〇はないのでしょうか。また作付後に工事することより問題なしという判断でしょうか。

◎事務局

〇〇〇〇はありません。工事時期については作付時期を配慮してこの工事期間となりました。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。
よって、本案は承認されました。

◎議長

それではNo.10 について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は8 ページです。土地利用計画図は9 ページになります。

申請地は〇〇、地目は田で〇〇〇㎡になります。

申請人は〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

譲渡人は〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

転用目的は〇〇〇〇です。

転用理由は、私は現在、〇〇に〇の〇〇と〇の〇と、〇〇〇〇人の計〇〇〇〇で暮らしています。

子供の成長と共に〇〇〇〇の家では手狭になってきたので、〇〇〇〇でのびのび暮らせる〇〇〇〇で生活したいと〇〇〇〇と相談していました。

〇〇〇〇を探す要件として、高齢で体調を崩しがちな〇の〇〇の家にすぐ駆けつけることができるところを中心に探していましたが、市街化区域や白地地区内で条件に合う用地が見つからず大変困窮していたところ、申請地を紹介していただきました。

申請地は〇の〇〇の〇〇〇〇から〇〇〇〇の場所で、〇〇に何かあった時にすぐ駆け付けられる場所です。

また、申請地は付近に〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇等、〇〇〇〇で暮らすのに大変快適な立地です。

何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。

以上の理由から申請をされました。

建物は〇〇〇階建て、〇〇です。工事期間は許可後から〇カ月間を予定しています。

被害防除対策については、水路沿いはCB4 段積み、宅地沿いはCB 段2 積みで被害防除を行います。

排水については合併浄化槽5 人槽を設置し背面の水路に放流します。

資金計画について、用地費〇〇〇〇万円、造成費で〇〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、その他費用で〇〇〇万円です。合計で〇〇〇〇万円です。全額借入で対応するとのことで、住宅ローンの事前審査結果票が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。20 年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されておりますのでこちらも問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎石塚委員

8 月19 日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。
承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。
よって、本案は承認されました。

◎議長

それではNo.11 について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は9 ページです。土地利用計画図は10 ページになります。

申請地は〇〇〇、地目は田、〇〇〇㎡の農地と同所〇〇〇〇番、地目は田、〇〇〇㎡の農地と、同所〇〇〇〇番、地目は田、〇〇〇㎡の農地で、合計で〇〇〇〇㎡です。

申請人は〇〇〇に事務所を構えている、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

転用目的は〇〇〇〇です。

転用理由は現在、〇〇〇〇は〇〇〇〇を運営しております。

現在、〇〇〇〇が〇〇名、〇〇〇〇が〇〇名の計〇〇〇名の〇〇〇〇しております。

現在では既存の〇〇〇〇において、日々、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇などや、年間行事といたしまして、〇〇〇〇を行っております。

この度、〇〇〇〇を新設する理由と致しまして、既存の〇〇〇〇では手狭で、設置できなかった〇〇〇〇と〇〇〇〇を設置することと、〇〇〇〇ねらいをもって設計された〇〇〇〇をもちいた〇〇〇〇を取り入れた〇〇〇〇の〇〇〇〇を〇〇〇〇でも採用したいと考えたためであります。

又、市街化区域及び市街化調整区域の農用地区域外の土地で適地を探しましたが適地が見つからず。本申請地が適地であると判断しました。

何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。

以上の理由から申請をされました。

工事期間は令和〇年〇〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までを予定しています。

被害防除対策についてはCBを4段積み、メッシュフェンスで囲います。

出入口部分の水路におきましては水路占用許可申請中です。

資金計画について、用地費〇〇〇〇万円、造成費〇〇〇〇万円、合計〇〇〇〇万円です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎横川委員

8月19日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎藤江委員

〇〇〇〇とはなんですか。

◎事務局

〇〇〇〇で〇〇〇〇の〇〇〇〇や〇〇〇〇、〇〇〇〇の実践と研究をされてきた〇〇〇〇により考案されたもので、〇〇〇〇や〇〇〇〇の〇〇〇〇のプログラムだそうです。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認されました。

◎議長

つぎにNo.12に移る前について、議事の都合上、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退席を求めます。

それでは事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は10ページです。土地利用計画図は11ページになります。

申請地は〇〇〇、地目は畑で〇〇〇㎡になります。

申請人は、〇〇〇居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

譲渡人は、〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳と〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

転用目的は〇〇〇〇です。

転用理由について、私は現在、〇〇〇に住んでおります。〇〇〇〇に勤務しており、〇〇〇〇か所にある〇〇〇〇の仕事が主であり、本社勤務を交えての転勤生活が入社以来続いております。〇〇〇〇の1か所に勤務するのは長くて〇年、短いときは〇年半ほどのスパンで異動があり、結婚してから〇〇年間常に〇〇〇〇で転居をし、〇〇は〇歳、〇〇〇〇、〇〇〇〇歳、〇〇〇〇となりました。夫婦共々、転校を繰り返して〇〇〇〇を過ごす〇〇〇〇に不安を覚えることになり、ゆくゆくは本社勤務となりますので、それを踏まえて自分たちの〇〇〇〇を構え、〇〇〇〇のために落ち着いた生活環境を整えたいと考え始めました。私どもの〇〇と相談した結果、〇である〇〇の〇〇〇〇である〇〇〇に家を建てないかと〇〇〇〇より提案を頂きました。

もちろん、当地が農振農用地という区域内で、家を建てるのにはそれ相

当の期間を要することも理解しており、〇〇〇の売地や周辺地域も見て回りましたが、〇の生まれ育った地であり、思い入れのある地への想いは強く本申請に至った次第であります。

何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。

以上の理由から申請をされました。

建物は木造２階建てです。工事期間は許可後から〇カ月間を予定しています。

被害防除対策については、周辺をCBフェンスで囲います。排水については合併浄化槽５人槽を設置し排水路に放流します。

資金計画について、用地費はなく、造成費で〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、合計で〇〇〇〇万円です。全額借入で対応するとのことで、住宅ローンの事前審査結果票が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。２０年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されておりますのでこちらも問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎横川委員

８月１９日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎藤江委員

この案件は前回除外となっております。柴田委員から指摘されたことは確認できたのでしょうか。

◎事務局

排水暗渠にて指摘がありましたが、排水については前面道路の排水暗渠に流し、最終的に中川に放水します。土地改良区にも説明しております。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は承認されました。

それでは、鈴木委員の復席を許可します。

（鈴木委員復席）

◎議長

つぎにNo.13 について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は11ページです。土地利用計画図は12ページになります。

申請地は〇〇〇、地目は畑で〇〇〇m²と、

〇〇〇〇の地目は畑、〇〇㎡と、同所〇〇〇〇の地目は畑で〇〇㎡の合計
〇〇〇㎡になります。

申請人は〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

譲渡人は〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

転用目的は〇〇〇〇です。

転用理由は、私は現在、〇〇〇〇に住んでいますが、〇〇〇〇生まれて家財道具も増え、手狭さを感じました。そこで広い〇〇〇〇に転居するのであれば〇〇〇〇を持ったほうが良いと思うようになりました。また、今後の〇〇〇〇の面倒などを考え、〇〇〇〇のある〇〇〇〇を条件に市街化区域から土地を探しましたが、来客用を含めた駐車スペース三台と庭先を確保できる広さという条件の土地が見つからなかったため、調整区域に範囲を広げましたが、農地以外においては見つけることができませんでした。このことを〇〇に話したところ、それであれば〇の所有する〇〇〇〇の隣接地に〇〇〇〇してはどうかという話になりました。私が生まれ育った場所で周りには〇〇〇〇も多く〇〇〇〇にも近いなど住環境もよく、何よりも今後の〇〇〇〇の面倒を考えると〇〇〇〇の隣というのはとても良い場所です。

以上の理由から申請をされました。

建物は木造２階建てです。工事期間は令和〇年〇〇月から令和〇年〇月末を予定しています。

被害防除対策については、周囲をマウントアップで囲い被害防除を行います。

排水については合併浄化槽5人槽を設置して前面道路の側溝に放流します。

資金計画について、造成費で〇〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、その他費用で〇〇〇万円です。合計で〇〇〇〇万円です。用地費については使用貸借になりますのでございません。全額借入で対応するとのことです、住宅ローンの事前審査結果票が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。20年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されておりますのでこちらも問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎小島委員

8月19日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

	(なし) ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員です。 よって、本案は承認されました。 【報第1号 農地の賃借料情報提供について】 ◎議長 続いて、日程6報告第1号について事務局報告願います。 ◎事務局 松伏町賃借料情報資料について、説明させていただきます。 毎年8月に、1月～12月までの間に賃借された田んぼと畑について集計し、平均額、最高額、最低額を算出しております。 令和5年は、田んぼについて平均額5,702円、最高額は6,000円、最低額は5,000円、件数は240件です。物納が89%を占めており、内訳としては30kgが100%でした。金納については11%となっております。 畑について平均額10,000円、最高額は10,000円、最低額は10,000円、件数は14件です。物納は無くすべて金納になっております。 なお、賃借料を物納で設定されている場合、農協の買取価格で換算しています。令和5年産コシヒカリ2等米で計算をしたものです。 町のHP、農委だよりなどで情報提供していきたいと思います。 以上です。 【報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について】 ◎議長 続いて、日程7報告第2号について事務局報告願います。 ◎事務局 〇〇地区と〇〇地区において、相続の届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。 【報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の受理について】 ◎議長 続いて、日程8報告第3号について事務局報告願います。 ◎事務局 〇〇地区と〇〇地区において、転用届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。
日程第6	
日程第7	
日程第8	

日程第 9	【報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について】 ◎議長 続いて、日程 9 報告第 4 号について事務局報告願います。 ◎事務局 ○○地区において、合意解約書の提出がありましたのでご報告させていただきます。 ◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 その他として、委員または事務局から何かありますか。 ◎竹内委員 前回申請のあった○○○の砂利置き場の近くに砂利とは別のものが積んであるようですが、どうなのでしょう。 ◎事務局長 砂利置き場の隣の資材置き場が、資材置き場として管理が行き届いていない状況ではあります。継続して指導していきます。 ◎事務局長 来週月曜日から 9 月の定例議会が開催されます。さきがけて一般質問が各議員さんからあがっており、その中で今年のイネカメムシの被害について町はどのように把握しているのかという質問をいただいております。 町は現状を適時に把握していないので、情報をいただけたらと思います。 ◎事務局 ・農業収穫祭の実行委員会の日時について ・来月の総会日時について ・農地利用調査の説明会について ◎議長 その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、高橋会長職務代理よりお願いします。 ◎高橋会長職務代理 慎重審議ありがとうございました。 10 月まで暑が続くとの予報が出ており、だんだん冬がなくなって秋が短くなっております。みなさんにおかれましては体調に気を付けていただき、またコロナにかかる方も増えてきておりますのでご注意ください。 本日はお疲れ様でした。
--------------	--